

▼平成30年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の（基礎控除後）所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得に応じて、次のとおり軽減されます。

$$\text{保険料} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(全員が等しく負担)} \\ \hline \mathbf{39,710 \text{ 円}} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(所得に応じて負担)} \\ \hline \text{基礎控除後の} \\ \text{総所得金額} \times 8.07\% \\ \hline \end{array}$$

▼均等割額の軽減

世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額	均等割の軽減割合	軽減後均等割額
【基礎控除額（33万円）】以下の世帯	8.5 割	5,956 円
うち被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他各種所得がない場合）	9 割	3,971 円
【基礎控除額（33万円）+27.5 万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	5 割	19,855 円
【基礎控除額（33万円）+50 万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	2 割	31,768 円

▼所得割額の軽減見直し

特例措置であった所得割額の軽減は、制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、平成30年度より廃止となります。これまで軽減のなかった方と同じく、負担能力に応じた本来のご負担をお願いします。

▼職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	均等割の軽減割合	軽減後均等割額
後期高齢者医療に加入する日の前日に、 職場の健康保険等の被扶養者であった方	5 割	19,855 円

※所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。
※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

▼後期高齢者医療の保険料額決定通知や納付書を7月13日に発送します

平成29年中の所得に応じて確定した平成30年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知や納付書を、加入者の皆さまにお送りします。

保険料の徴収方法は、年金額や介護保険料等の状況により、特別徴収（年金からの納付）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）がありますので、ご確認ください。

▼保険料の納付方法を口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、納付方法変更の手続きをしていただくと、特別徴収から普通徴収（口座振替による納付）に変更することができます。税務課や各地域センター、出張所窓口で随時受付をしていますが、時期によってはすぐに口座振替への切り替えができないことがありますので、余裕をもったお手続きをお願いします。

後期高齢者医療制度に関する問合せ

【制度運営全般、保険料の算定】 … 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018-853-7155

【各種申請・届出】 … 仙北市市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

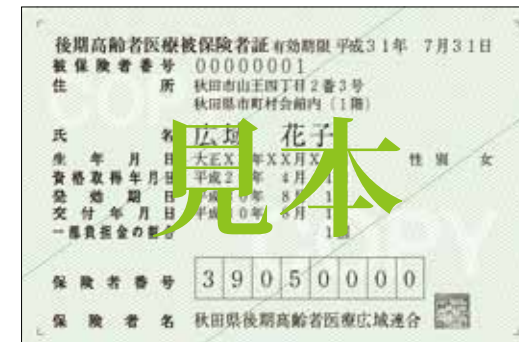
【保険料の納め方】 … 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

後期高齢者医療制度に 加入している皆さまへ

▼後期高齢者医療の保険証が新しくなります

75歳以上の方（一定の障がいのある方は65歳以上）が今までお使いいただいていた後期高齢者医療の保険証が新しくなり、7月下旬に加入者の皆さまに送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、病院や薬局の窓口で支払う自己負担割合が1割または3割となりますのでご確認ください。



今までの保険証（みず色）	新しい保険証（若草色）
＜有効期限＞ 平成 30 年 7 月 31 日まで	＜有効期間＞ 平成 30 年 8 月 1 日から 平成 31 年 7 月 31 日まで



現在お持ちの保険証は8月1日からは使用できませんので、有効期限を過ぎましたら最寄りの市役所窓口へ返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただくをお願いします。

▼「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

平成29年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「減額証」）の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「減額証」を保険証と一緒に送付します。送付された方は、新しい「減額証」をご使用ください。

なお、現在交付を受けていない方、または対象になっていなかった方で、8月1日から「減額証」の対象となる方には、7月上旬に申請書を送付しますので、交付を受けたい方は最寄りの市役所窓口で申請してください。

▼低所得Ⅱ（区分Ⅱ）の認定期間中で長期に入院したときの食事代について

入院時の食事代は、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日を超える場合、食事代が減額されます。（前の健康保険の低所得Ⅱ区分での入院日数を合算できます）この減額の適用を受けるためには、再度申請が必要となりますので、詳しくは市民生活課国保年金係にご連絡ください。

▼ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を300円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月・1月送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬：先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

▼医療費通知について

保険証を使って治療や施術を受けられた方に「医療費通知書」をお送りします。日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。

▼交通事故などにあったとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。これには届出が必要ですので、市民生活課国保年金係にご連絡ください。